

農林土木工事特記仕様書（令和7年7月1日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和6年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和6年10月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。
- ② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰（頭首工）、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、治山ダム、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（工事成績評定の選択制）

第3条 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により 500 万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。
- 5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。

（1）徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行わ

れた場合

- (2) 工事成績表の考査項目別運用表「別紙－２④『７．法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－２⑤『８．法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
- (3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（１日未満で完了する作業の積算）

- 第４条** １日未満で完了する作業の積算（以下、「１日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- ２ 受注者は、別に定める「１日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、１日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
 - ３ 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて１日作業となる場合には、１日未満積算基準は適用しない。
 - ４ 受注者は、協議に当たって、１日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、１日未満積算基準は適用しない。
 - ５ 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、１日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、１日未満積算基準を適用しない。

１日未満で完了する作業の積算について（農林土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5052994/>

（熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行）

- 第５条** 本工事は、日最高気温が３０度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費率の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）（以下「試行要領」という。）」を適用する。
- ２ 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が３０度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
 - ３ 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が３０度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
 - ４ 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温３０℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT２５℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5029474/>

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

第6条 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領（農林水産部版）
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7304457/>

（資材価格高騰に対する特例措置）

第7条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

（仮設トイレの洋式化）

第8条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りではない。

2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】）

第9条 受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員と協議のうえ、「建設現場の遠隔臨場の試行工事（受注者希望型）」とすることができる。

2 試行工事とする場合は、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

（情報共有システム活用工事【受注者希望型】）

第10条 受注者は、本工事において情報共有システム（以下、「システム」という。）

の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

2 対象工事等は、次の URL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】
徳島県CALS/EC HP
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjoyouhoukyouyuu/>

（週休２日確保工事）

- 第１１条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休２日に取り組む「週休２日確保工事」であり、別に定める「週休２日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。
- ２ 実施要領に基づき本工事で完全週休２日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- ３ 本工事の経費の負担は、実施要領第９条（１）による。
- ４ 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休２日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休２日確保工事等実施要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/>

ご協力をお願いします

週休２日確保工事

○ ○ ○ ○ ○ ○ を
な お し て い ま す

令和○年○月○日まで
時間帯○:○○～○:○○

○○○○工事

発注者 徳島県○○総合県民局
農林水産部○○庁舎
電話 ○○-○○○○-○○○○

施工者 ○○○○建設株式会社
電話 ○○-○○○○-○○○○

（標示板記載例）月単位の場合

ご協力をお願いします

週休２日確保工事
完全週休２日（土日）

○ ○ ○ ○ ○ ○ を
な お し て い ま す

令和○年○月○日まで
時間帯○:○○～○:○○

○○○○工事

発注者 徳島県○○総合県民局
農林水産部○○庁舎
電話 ○○-○○○○-○○○○

施工者 ○○○○建設株式会社
電話 ○○-○○○○-○○○○

（標示板記載例）完全週休２日（土日）の場合

（見積施工歩掛実態調査）

- 第１２条 本工事の機器類据付及び撤去工の歩掛は見積により決定しており、その実態を把握するために調査を行うこととしている。よって、受注者は、発注者から提供される調査票の提出に協力しなければならない。

（本工事の特記仕様事項）

第 1 3 条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

一 般 事 項

1 目 的

本工事は、中原排水機場における機械設備更新により、施設の機能保全を図るものとする。

2 工事場所

徳島市応神町

3 工事概要及び各仕様

本工事の概要は次のとおりである。（機器仕様については、別添参照）

1) 地下重油槽 更新	1 台
2) 燃料小出槽 更新	1 台
3) 燃料移送ポンプ 更新	2 台
4) 小配管類 更新	1 式
5) 上記関連土木工事	1 式

4 施工範囲、数量等

本仕様書及び工事数量総括表に記載のとおりとする。

本工事範囲の設計、製作、輸送、据付、試運転調整、申請・届出及び操作説明までの一切とする。

なお、設計図面及び工事数量総括表に示す記載事項及び値は設計時に適宜見直すものとし、事前に承認を得ること。

5 現場条件

（１）関係機関との調整

・関係者（施設管理者、関係官公署等）との協議を行うものとする。

・設備の設置・撤去に関する関係機関（官公署、消防等）への届出に関しては、事前に監督員に確認を行うこと。

6 提出書類

提出書類の部数は下記のとおりとする。

（１）承認図書 : 提出部数 1 部（A4 サイズ）

（２）完成図書 : 提出部数 2 部（A4 サイズ）

（３）その他協議資料等：監督職員の指示によるものとする。

なお、完成図書は「施設機械工事完成図書等作成要領」によるものとする。

7 工事電力及び用地等

本工事の据付に必要な電力及び施設は、請負者の負担とする。

本工事の用地については、指定地域以外は、請負者の負担とする。

8 適用規格等

本工事を施工する際には下記規格、基準、法規等を遵守すること。

- | | |
|---------------------------------|----------|
| 1) 徳島県農林土木工事共通仕様書 | (徳島県) |
| 2) 徳島県農林土木工事施工管理基準（案） | (徳島県) |
| 3) 土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ポンプ場」 | (農林水産省) |
| 4) 施設機械工事等共通仕様書 | (農林水産省) |
| 5) 施設機械工事等施工管理基準 | (農林水産省) |
| 6) 土地改良施設管理基準 | (農林水産省) |
| 7) 危険物の規制に関する規則 | (総務省) |
| 8) 労働安全衛生規則 | (厚生労働省) |
| 9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | (厚生労働省) |
| 10) 日本産業規格(JIS) | (日本規格協会) |
| 11) その他関連法規、基準、規格、規定、指針など | |

機器仕様

機器仕様は以下のとおりとする。

(1) キュービクル型燃料タンク

燃料タンク本体

- ① 形式 屋内用鋼板製角型
- ② 容量 1950L
- ③ 使用鋼板 SS製 天板・側板 4.5 t 底板 6.0 t
- ④配管取出口 送油口20A
戻り口40A
通気口32A
ドレン口25A
給油口50A
- ⑤ 燃料油 A重油

タンク架台

- ① 形式 鋼板製角型
- ② 使用材料 SS製 L-75×75×6 同等以上

キュービクル

- ① 形式 屋外用鋼板製角型
- ② 使用鋼板 ボンネット鋼板 SECC 2.3 t 同等以上
防油堤板 SECC 3.2 t 同等以上
ベース 溶融亜鉛メッキ
- ③ 寸法 (参考) W3000×D2000×H3000 程度

その他

- ① 付属品 側圧式液面計
ウィングポンプ 20A
通気口 32A(引火防止網付)
給油金具 50A(鍵付き)
内部配管 1式
点検用梯子
少量危険物標識(固定枠付き)
10型消火器
消火器用格納庫(10型1本用)

(2) 燃料小出槽 (オープン型燃料タンク)

タンク本体

- | | |
|---------|---|
| ① 形 式 | 屋内用鋼板製角型 |
| ② 容 量 | 200L |
| ③ 使用鋼板 | SS製 天板・側板 4.5 t 底板 6.0 t |
| ④配管取出口 | 送油口25A
給油口20A
戻り口40A
通気口32A
ドレン口25A |
| ⑤ 燃料油 | A重油 |
| ⑥ 寸法 | (参考) W640×D640×H620 程度 |
| ⑦ 付属品 | 側圧式液面計 |
| ⑧ 通 気 口 | 32A(引火防止網付) |

(3) 燃料移送ポンプ

タンク本体

- ① 形 式 外接歯車ポンプ
- ② 口 径 20mm
- ③ 吐 出 量 30L/min以上
- ④ 吐 出 圧 力 0.3MPa以上
- ⑤ 電 動 機 0.4kW×3φ3W×200V×60Hz×4P
- ⑥ 流 体 A重油

(4) 留意事項等

1. 設計にあたっては関係する諸基準、規格を遵守し、十分検討を行い、環境に順応した調和と安全を確保できる設備を設計するものとする。
2. 設計仕様は(1)～(3)のとおりであるが、製造設計時に適宜見直すものとし、事前に承認を得ること。
3. 本設備に使用する材料及び部品等は、燃料設備として充分耐えるものを摘要するとともにJIS規格品又は同等品以上とする。

また、工事材料は、請負者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員から請求があった場合は、これに応じなければならない。

施工条件等

1. 工程制限

(1) 現場施工

出水期（6月1日～10月31日）は現場作業をしないものとする。

(2) 部分引渡し

該当無し

(3) 完了受渡し

別途協議によるが、性能試験検査の合格後とする。

2. 貸与する施設等

該当無し

3. 外注品

J I S又はその他関係する規格、規準に合格したものとする。

4. 機械設備据付・撤去工事

(1) 一般事項

本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い、本仕様書及び設計図書に基づき、関係法令、規定、基準に準拠し、責任を持って施工しなければならない。さらに作業の安全及び通行人等第三者への災害防止等についても十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。

既設構造物及び第三者へ損害を与えた場合は、請負者の責任で処理する。

(2) 安全施設

破損した場合は、請負者において同等に復旧しなければならない。

(3) 輸送

各機器の輸送と保管は、積載超過運搬を防止し変形や破損等のないよう荷造を行い、各機器の名称等記入し、荷卸し後他の工事業者と混同しないように処置をしなければならない。

(4) 据付

据付にあたっては、厳密な芯出しを行い、水平、垂直に十分注意し、運用時に支障が生じないように正確に据え付けなければならない。

また、キュービクル型燃料タンクの据付については、運用時等に支障が生じないように、製造メーカーの指導のもと、据付手順及び精度管理等を遵守する必要がある。据付には、据付専用の吊り天秤（荷上げよう専用棒）を用いて、吊り上げ据付を実施する必要があり、吊り天秤は据付後不要になることから、使用後適切に処分する必要があることに留意する。

5. 施工管理

請負者は、農林水産省施設機械工事等施工管理基準及び徳島県農林土木工事施工管理基準に準拠し、施工管理するものとする。

6. 写真管理基準

(1) 一般管理

工事の施工順序に従い、必要に応じ又は監督職員の指示によって記録写真を整理し、工事の完了後又は必要に応じて都度提出しなければならない。埋設される箇所等後日確認できなくなる箇所については、次の工程に移る段階で監督職員に提出し確認を得るものとする。

(2) 撮影基準

撮影に当たっては、構造物等の種類、位置、番号等を明示する黒板を立て、ポール、スケール等によって位置・寸法等を表示するものとする。

7. 試験及び検査

以下の試験及び検査を実施する。なお、これらの試験及び検査に要する器具、費用等については全て請負者の負担とする。

(1) 工場検査

監督職員が必要と認めた時は、請負者の工場内において立会検査を行うことがある。

この場合、請負者は協力するものとする。

(2) 現場検査

共通仕様書による検査の他に、各施工工程ごとに行う。

(3) 試験等

据付工事が完了した時は、監督職員立会いのもとに、その指示に従い現場において試験を行う。

8. その他

(1) 設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても、構造、機能上又は製作

据付上当然必要と認められる軽微な事項については請負者の負担で処理するものとする。

(2) この仕様書に定めなき事項又で、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、

必要に応じて監督職員と協議のうえ解決すること。

(3) 撤去、設置及び試験・検査時等においては、関連既設備の停止、復旧及び操作禁止

措置を的確に実施し、感電、誤作動ならびに関連既設機器への悪影響を防止すること。

(4) 機器等の輸送・搬入・据付時においては確実な養生等によって破損等を防止すること。

万一、破損等が発生した場合においては、速やかに対応策を立案のうえ監督職員に報告すること。

(5) 中原排水機場は、中原地区の洪水時における浸水被害防止を担っていることから、

現地工事期間中にポンプを稼働させる必要が生じた場合には、協力しなければならない。